

大牟田市市民活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市民活動（大牟田市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第22号）第2条第7号に定める市民活動をいう。以下同じ。）を促進し、市民との協働のまちづくりを推進するため、市民活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、大牟田市市民活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主に市内において活動する団体であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学するものであること。
- (3) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 年間の事業計画があり、事業収支が明確であること。
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は同法同条第1項に規定する特定非営利活動を行う営利を目的としない法人格を有しない団体であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと。
- (8) 暴力団員が役員となっていない団体であること。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金交付の対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) はじめの一步事業
おおむね1年から3年までの設立初期の団体が団体の自立を促進するのに効果的で、公益性等が高い事業
- (2) 活動促進事業
設立からおおむね3年以上の活動歴がある団体が地域課題の解決に向け、自立して安定的・継続的な事業展開を図るのに効果的で、公益性等の高い事業
- (3) 提案公募型協働事業
 - ア テーマ設定型
あらかじめ市が設定したテーマについて、その課題の解決を図るための事業を提案し、市との協働で実施する公益的なまちづくり事業
 - イ 自由テーマ型
市民が自主的・自発的に地域の課題を発見し、その解決を図るための事業を提案し、市との協働で実施する公益的なまちづくり事業

2 国、地方公共団体、又は民間からの制度的補助等を受ける事業は、前項の規定にかかわらず、補助対象事業とはしない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、団体が市民活動に直接要する経費のうち別表1に定める経費とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金交付の補助率、補助限度額等は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請団体」という。）は、大牟田市市民活動補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に補助金交付の申請をしなければならない。

2 交付申請団体は、第8条による補助金交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない理由により補助金交付の決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第1号の2）を市長に提出したときはこの限りでない。

(市民活動補助事業審査会への諮問)

第7条 市長は、交付申請団体から前条に定める申請があったときは、補助金交付の対象となる事業について、大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）別表第1に掲げる大牟田市市民活動補助事業審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する審査会の審査結果を考慮し、交付申請団体に対する補助金交付の決定をしたときは、大牟田市市民活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金交付の決定を受けた交付申請団体（以下「交付決定団体」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金交付の決定に当たり、交付決定団体に対し、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助金を選定された事業費以外の経費に充てないこと。
- (2) 補助金の使途及び経費の支出について、関係書類の提出を求められたときは、これを拒まないこと。
- (3) その他、補助金交付の目的を達成するために必要なこと。

(事業の内容変更)

第10条 交付決定団体が補助対象事業又は経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大牟田市市民活動補助金変更承認申請書（様式第3号）により、市長に変更承認の申請をしなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。

- (1) 補助対象経費を20パーセント以内で減額変更しようとするとき。
- (2) 事業内容が軽微な変更のとき。

(事業内容の変更承認)

第 11 条 市長は、交付決定団体から前条の変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、その変更について承認し、補助金額の変更を決定したときは、大牟田市市民活動補助金変更承認通知書(様式第 4 号)により、当該補助金変更の申請を行った交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の変更の承認に当たり、条件を付することができる。この場合においては、第 9 条の規定を準用する。

(事業の中止又は廃止)

第 12 条 交付決定団体が事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、大牟田市市民活動補助金中止(廃止)届(様式第 5 号)により、事業の中止又は廃止する旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部が取り消された場合であって事業の中止又は廃止がやむを得ない事情によるものであると認められるときは、当該事業の中止又は廃止により生じた経費のうち市長が認めるものについて、補助金を交付することができる。

(補助金交付決定の取消等)

第 13 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第 14 条 交付決定団体は、事業完了後 1 月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに、大牟田市市民活動補助金実績報告書(様式 6 号)により、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 15 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、かつ必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市市民活動補助金交付額確定通知書(様式第 7 号)により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第 16 条 交付決定団体は、前条の通知があったときは、速やかに、大牟田市市民活動補助金請求書(様式第 8 号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から 30 日以内に補助金を交

付決定団体に支払うものとする。

(補助金の概算払)

第 17 条 前条の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、概算払の方法により交付決定団体に対し、補助金を支払うことができる。この場合においては、交付決定団体は、大牟田市市民活動補助金概算払請求書（様式第 9 号）により、補助金の支払を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について、概算払の方法により補助金を支払うものとする。

(精算)

第 18 条 前条の規定により補助金の概算払を受けた交付決定団体は、第 15 条の通知があったときは、速やかに補助金に係る精算を行い、当該補助金に過払いがあるときは、精算と同時にこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第 19 条 交付決定団体が事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがってその効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定団体は、取得財産等について、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 交付決定団体は、市長の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該取得財産の耐用年数を勘案して市長が定める保有期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の大牟田市市民活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後に大牟田市市民活動補助金交付要綱の交付申請を行う補助金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市市民活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後に大牟田市市民活動補助金交付要綱の交付申請を行う補助金について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市市民活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後に大牟田市市民活動補助金交付要綱の交付申請を行う補助金について適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 区分 | 項目 | 内容 |
|----------------------|-------------|----------------------------------|
| はじめの一步事業 及び活動促進事業 | 報 償 費 | 講師等謝金等 |
| | 旅 費 | 講師等の交通費、宿泊費、先進地調査の交通費等 |
| | 消 耗 品 費 | 事務用品、書籍等の購入費 |
| | 食 材 料 費 | 食材等の購入費 |
| | 印 刷 製 本 費 | パンフレット、ポスター等の作成費、印刷費等 |
| | 使用料・賃借料 | 施設使用料、バス借上料、機器のリース料等 |
| | 通 信 ・ 運 搬 費 | 郵便料等 |
| | 手 数 料 | 振込手数料等 |
| | 保 険 料 | イベント保険料等 |
| | 備 品 購 入 費 | 備品購入費（原則1品につき5万円を上限とする） |
| | 人 件 費 | 雇用したスタッフに対する人件費（対象経費の5分の1を限度とする） |
| | そ の 他 の 経 費 | 市長が特に認める経費 |
| 提案公募型協働事業 | 報 償 費 | 講師等謝金等 |
| | 旅 費 | 講師等の交通費、宿泊費、先進地調査の交通費等 |
| | 消 耗 品 費 | 事務用品、書籍等の購入費 |
| | 食 材 料 費 | 食材等の購入費 |
| | 印 刷 製 本 費 | パンフレット、ポスター等の作成費、印刷費等 |
| | 使用料・賃借料 | 施設使用料、バス借上料、機器のリース料等 |
| | 燃 料 費 | 車両の燃料費等 |
| | 通 信 ・ 運 搬 費 | 郵便料等 |

| | | |
|--|-------|----------------------------------|
| | 保 険 料 | イベント保険料等 |
| | 人 件 費 | 雇用したスタッフに対する人件費（対象経費の5分の1を限度とする） |

備考

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
- 2 旅行を目的としたイベント等の旅費
- 3 家賃（敷金、礼金を含む。）及び土地の取得、造成及び補償に関する経費
- 4 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- 5 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
- 6 その他事業実施に直接関係のない経費、その他市長が社会通念上適切でないとする経費

別表2（第5条関係）

| 区分 | 補助率 | | 補助金の 限度額 | 補助金の 交付回数 |
|-----------|----------|----------|-------------|-------------------------------------|
| | 初年度 | 2年度目 | | |
| はじめの一步事業 | 10分の10相当 | | 10万円 | 1団体につき、1回のみの交付とする。 |
| 活動促進事業 | 初年度 | 10分の9相当 | 18万円 | 同一事業は、3年間継続可能とするが、年度内1団体につき、1事業とする。 |
| | 2年度目 | 4分の3相当 | 15万円 | |
| | 3年度目 | 2分の1相当 | 10万円 | |
| 提案公募型協働事業 | 初年度 | 10分の10相当 | 30万円 | 同一事業は、3年間継続可能とするが、年度内1団体につき、1事業とする。 |
| | 2年度目 | 3分の2相当 | 20万円 | |
| | 3年度目 | 2分の1相当 | 10万円 | |

備考

算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。